

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(V-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 首席職業指導官室 雇用保険課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当 官室 雇用環境・均等局 勤労者生活課	作成責任者名	雇用開発企画課長 佐々木 菜々子 就労支援室長 逸見 志朗 高齢者雇用対策課長 宿里 明弘 障害者雇用対策課長 西澤 栄晃 外国人雇用対策課長 川口 俊徳 首席職業指導官 國分 一行 雇用保険課長 尾田 進 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 谷口 正範 勤労者生活課長 大隈 俊弥
施策の概要	<p>(1) 高齢者雇用 ・ 高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和4年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.9%で、①65歳までの定年引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のうちいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。 ※1 次の①～⑤をいずれかの措置(高齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務 ①70歳までの定年引上げ ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入 a 事業主自らが実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業</p> <p>・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高齢者の雇用管理制度の整備等や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高齢者求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高齢者退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。</p> <p>・ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体が中心となって設置された協議会等からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施し、高齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。</p> <p>・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。</p>	担当 部署名	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 首席職業指導官室 雇用保険課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当 官室 雇用環境・均等局 勤労者生活課	作成責任者名	雇用開発企画課長 佐々木 菜々子 就労支援室長 逸見 志朗 高齢者雇用対策課長 宿里 明弘 障害者雇用対策課長 西澤 栄晃 外国人雇用対策課長 川口 俊徳 首席職業指導官 國分 一行 雇用保険課長 尾田 進 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 谷口 正範 勤労者生活課長 大隈 俊弥
	<p>(2) 障害者雇用 ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人の就業意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。</p> <p>1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 優良中小事業主に対する認定制度について、引き続き広く周知し、制度の普及を図る。また、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。 また、今後の除外率の引き下げに向けて、新たに一定規模の障害者雇用が必要になる企業において、経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事例として取りまとめ、横展開を図る。 このほか、障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。</p> <p>2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られることから、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援を図る。</p> <p>3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援 ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの支援を行う。</p> <p>4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 公務部門における障害者雇用については、雇用される障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き実施する。</p>				
	<p>(3) 若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定(ユースエール認定)制度により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。</p> <p>・ 新卒者(既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生・生徒や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人等の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の就職支援を実施することとしている。</p> <p>・ フリーター等(おおむね35歳未満で正社員での就職を希望する求職者(新規学卒者、正規雇用の在職求職者は除く。)のうち、安定した就労の経験が少ない者)を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。</p>				
	<p>(4) 就職氷河期世代支援 ・ 就職氷河期世代については、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んでいく。</p> <p>・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施している。</p>				

	<p>(5)外国人雇用 ・外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。</p> <p>・平成31年4月1日から新たな留資格「特定技能」による外国人材の受け入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。</p> <p>・ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。</p> <p>・また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、外国人雇用サービスコーナーでの定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援事業の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。</p> <p>(6)その他生活困窮者等の就労支援 ・ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。</p> <p>(7)多様な就労の機会の創出 ・労働者協同組合により高齢者を始めとする多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行された。</p>	
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>・シルバー人材センターの会員数は、ほぼ100%の企業で65歳までの高齢者雇用確保措置が導入されている中において、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和4年度は68.2万人(男性:44.7万人、女性:23.5万人)となっている。</p> <p>・障害者の就労意欲の高まり等を背景に、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は233,434件(対前年度比4.2%増)、就職件数は102,537件(対前年度比6.6%増)となり、いずれも前年度を上回った。また、コロナ禍以前の令和元年度と比較すると、新規求職申込件数は、前年度に引き続き令和元年度(223,229件)を上回り、就職件数は令和元年度(103,163件)に近い水準まで改善している。</p> <p>・若年者を取り巻く雇用環境については、総務省「労働力調査」によれば、完全失業率(全年齢)は平成22年以降、低下傾向にあるものの、若年層については全年齢計に比べて高い水準で推移している。新規学卒者等については、令和5年3月卒の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善しているが、一方で、中小企業における若年者の人材確保や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。フリーター数については、令和7年までに114万人とするの政府目標があるなか、令和4年において132万人となっている。</p> <p>・就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす政府目標について、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。</p> <p>・外国人雇用を取り巻く現状としては、令和4年度における外国人の新規求職者数は67,185人と令和3年度の67,126人から横ばいとなっており、就職件数については10,763件と、令和3年度(10,537件)に比べ増加し、それに伴い就職率も16.0%と、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度以降では最も高くなっている。しかし、未だに就職件数・就職率は新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に戻っていない。</p>	
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p>	<p>・少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。そのため、引き続き65歳までの希望者全員の高齢者雇用確保措置の導入に向けた取組を行うとともに、65歳以降の高齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、70歳までの就業機会の確保についても進めていく必要がある。</p> <p>・また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。</p> <p>・障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。</p> <p>また、昨年12月に障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立した。改正障害者雇用促進法については、本年7月に令和6年4月施行に係る改正政令等が公布されたところであり、今後、企業への周知等を含め、関係機関と連携し、円滑な施行を図る。</p> <p>また、令和5年度以降の障害者雇用率が設定され、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、段階的な引上げが行われることとなった。また、除外率について、令和7年4月に一律に10%引き下げられることとなった。障害者雇用率の引上げ等について周知徹底を図るとともに、引上げ等の影響を受ける事業主に対して、ハローワークにおけるチーム支援に加え、改正法により新設する雇入れ等に対する助成金を活用した支援等を行う。</p> <p>・新規学卒者等については、就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分のまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。そのため、担当者制によるきめ細かな就職支援を、学校や関係機関とも連携しつつ実施することにより、正社員就職をサポートする必要がある。就職後も労働者のみならず事業所へも定着支援を行うことなどにより、在学中から就職後まで一貫した支援を行い、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進する必要がある。</p> <p>・フリーター等については、本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層(令和4年平均15.6%)が全年齢平均(同10.3%)に比べて5%程度高くなっている。また、キャリア形成の初期段階で、フリーター等の不安定就労の期間が長く続いた場合、その後の正社員就職が困難となる傾向がある。そのため、フリーター等に対し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施することが必要である。</p> <p>・就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離職等により、現在も、本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるよう取り組むことが必要である。</p> <p>・従来の定住外国人に加え、新型コロナウイルス感染症による入国制限緩和・撤廃に伴い、外国人労働者の増加が見込まれることから、ハローワーク等における専門相談員や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細かな就職支援が必要とされている。</p> <p>・高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。</p> <p>・生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとしている。</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>高齢者等の雇用・就業機会の確保その他高齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと</p> <p>70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現する必要があるため。</p>

各課題に対応した達成目標	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること	特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること	若年労働力人口が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の下で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいをもって仕事に取り組んでいるよう若者の円滑な就職を実現させる必要があるため。
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代の安定就労につながる支援を推進すること	就職氷河期世代が抱える固有の課題を踏まえ、個人々の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要があるため。
	目標5 (課題5)	外国人材の安定した就労を図ること	相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標6 (課題6)	就職困難者等の円滑な就職等を図ること	高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。
	目標7 (課題7)	多様な就労の機会の創出を図ること	労働者協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現する必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
① 生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数(アウトカム)	-	-	45,601件	令和45年度	25,741件	32,577件	38,497件	40,890件	45,601件	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢者求職者の就職件数を測定指標とした。	令和54年度の65歳以上新規支援対象見込者数に、過去3年間の65歳以上の就職率の平均値を乗じて得た値を目標値として設定した。
2 シルバー人材センター会員の就業数(アウトプット)	-	-	64,000,000人日以上	令和5年度	70,000,000人日以上	70,000,000人日以上	66,000,000人日以上	65,000,000人日以上	64,000,000人日以上	シルバー人材センター会員の就業数は、シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として、もっとも適切な指標である。	過去3年間の実績の平均を目標値として設定。
3 シルバー人材センターの発注者へのアンケートにおいて、「役に立った」旨の回答した者の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和5年度	-	-	-	-	90%以上	今後、受注件数を伸ばし、シルバー人材センターの会員により多くの就業機会を提供するためには、シルバー人材センター事業について発注者からの一定の評価を得る必要があることから、指標として設定した。	シルバー人材センターに対する発注者からの評価は、受注件数を伸ばす上で高い水準が必要であると考えており、90%以上を目標として設定した。
4 65歳～69歳の就業率(アウトカム)	46.6%	平成30年度	51.6%	令和7年度	-	-	50.0%	50.7%	51.4%	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。	成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)における目標値(令和7年に51.6%)を踏まえ、令和3年実績値から年数で按分した値を目安値として設定。
5 高齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者数(アウトカム)	-	-	2,000人	令和5年度	-	-	29,000人	19,500人	2,000人	雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善に向けて取り組む事業主を支援することとしており、当該助成金を活用した事業主に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者のうち、処遇改善された労働者数を測定することで、高齢者雇用確保措置による雇用の確保だけでなく、高齢労働者の処遇改善の度合いを把握できるため、指標として設定した。	令和5年度の目標値は、前年度の事業実績を踏まえた予算額の縮減に応じて事業主からの申請率の見直し、平成30年度から令和2年度の高齢雇用継続給付の平均年間受給者数約57万人のうち、前年度の目標が未達成であることから前年度目標の10%程度の申請があるものと想定し、2,000人を目標として設定した。
達成手段1(開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	高齢者就業機会確保等事業費(昭和55年度)	173.5億円	201.1億円	197.9億円	2	高齢法第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費等について地方公共団体の補助金額を上限として補助するとともに、人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での就業に必要な技能を付与すること等により、当該分野の担い手を確保・育成するための技能講習等を実施する。また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として、高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行うとともに、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施する。					2023-厚労-22-0597

(2)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)	453.3億円 418.8億円	360.3億円 359.2億円	399.9億円	—	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	136.9億円 136.9億円	128.6億円 128.6億円	145.6億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0606
(4)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	6.3億円 4.1億円	2.7億円 1.5億円	9.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	2023-厚労-22-0607
(5)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)	95.4億円 97.7億円	91.1億円 90.8億円	58.6億円	—	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
(6)	生涯現役支援窓口事業 (平成25年度)	30.2億円 26.7億円	28.6億円 26.1億円	27.6億円	1	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、特に65歳以上の高齢求職者等に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に行うことで、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0622
(7)	65歳超雇用推進助成金 (平成28年度)	44.0億円 70.9億円	38.7億円 13.3億円	34.1億円	—	66歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入・65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主等に対して助成を行うことにより、企業における高齢者の雇用の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0629
(8)	生涯現役地域づくり環境整備事業 (平成25年度)	15.9億円 13.6億円	10.7億円 9.7億円	6.2億円	—	地方公共団体を中心に構成された協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の多様なニーズに対応した雇用に資する事業を行うことにより、高齢者の就業機会の確保に寄与する。	2023-厚労-22-0621
(9)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	32.2億円 0円	22.6億円 0円	1.2億円	5	雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対して助成を行う。	2023-厚労-22-0581

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○6 公共職業安定所における就職件数(障害者) (アウトカム)	97,814件	平成29年度	103,163件	令和5年度	前年度実績(102,318件)以上 103,163件	前年度実績(103,163件)以上 89,840件	前年度実績(89,840件)以上 96,180件	令和元年度実績(103,163件)以上 102,537件	令和元年度実績(103,163件)以上	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。	コロナ禍以前の令和元年度実績を踏まえて設定。 (参考:就職率)令和元年度:46.2%、令和2年度:42.4%、令和3年度:42.9%、令和4年度43.9%
○7 障害者の雇用量達成企業割合 (アウトカム)	45.9%	平成30年度	46.6%以上	令和5年度	前年度実績と比較して1.4%pt以上上昇(令和元年6月1日現在) 48.0%	46.7%以上(法定雇用量率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和2年6月1日現在) 48.6%	47.4%以上(法定雇用量率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和3年6月1日現在) 47.0%	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇(令和4年6月1日現在) 48.3%	46.6%以上(法定雇用量率0.2%引上げの影響を踏まえ設定)(令和5年6月1日現在)	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用量未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用量達成指導に努める必要があることから、雇用量達成率の達成企業割合を測定指標として設定した。	過去10か年分の平均伸び率及び制度・雇用量の見直しの影響を踏まえて設定(※) ※ 雇用量に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年、2018年及び2021年を除いた過去10か年分(2009年～2022年)の平均伸び率及び2024年度中に予定されている法定雇用量率0.2%の引上げによる影響を踏まえて設定。
○8 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあつせん (アウトカム)	70.9%	平成29年度～令和元年度	78.8%以上	令和5年度	74.3%以上 76.8%	70.9%以上 74.8%	72.8%以上 78.7%	75.6%以上 83.0%	78.8%以上	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、支援終了者に占める次の段階への移行者数より算出。それぞれの数は以下のとおり。 令和2年度:8,327/11,138=74.8% 令和3年度:9,354/11,887=78.7% 令和4年度:9,937/11,972=83.0%

9	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合(アウトカム)	84.3%	平成29年度～令和元年度	83.9%以上	令和5年度	65.1%以上	84.3%以上	83.9%以上	83.7%以上	83.9%以上	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職実現に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合を測定指標として設定した。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。実績値は、次の段階への移行者に占める就職者数より算出。それぞれの実際数は以下のとおり。 令和2年度：6,739/8,327＝80.9% 令和3年度：7,907/9,354＝84.5% 令和4年度：8,561/9,937＝86.2%
		71.2%	80.9%	84.5%	86.2%							
達成手段2(開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(10)	障害者雇用状況等の調査(昭和52年度)	0.4億円 0.4億円	0.4億円 0.3億円	0.4億円	7	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与するため、必要な様式等の印刷・事業主への送付を行い、提出された報告内容を集計する。障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。						—
(11)	職業評価部門施設経費(昭和54年度)	1.4億円 1.1億円	0.6億円 0.3億円	0.6億円	—	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条に基づき設置及び運営する広域障害者職業センター(国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)の土地借料及び改修工事等に係る経費。広域障害者職業センターの運営により障害者の職業生活における自立を促進する。						2023-厚労-22-0604
(12)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(再掲)(昭和56年度)	453.3億円 418.8億円	360.3億円 359.2億円	399.9億円	—	高齢者や障害者などが就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。						2023-厚労-22-0601
(13)	障害者トライアル雇用事業(平成11年度)	16.0億円 12.4億円	16.1億円 13.9億円	12.4億円	6.7	公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試用雇用(※1)する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円(精神障害者について、雇入れから3か月間の場合は月最大8万円)の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試用雇用(※2)を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円の助成金を支給する。 (※1)試用雇用は原則3か月間(精神障害者については最大12か月)とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 (※2)試用雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試用雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。						2023-厚労-22-0598
(14)	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援(平成14年度)	79.1億円 75.3億円	79.9億円 76.7億円	81.2億円	6.7	障害者の身近な地域において、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施し、職場定着支援を行う。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 職場定着支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等						2023-厚労-22-0603
(15)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)	136.9億円 136.9億円	128.6億円 128.6億円	145.6億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0606
(16)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)	6.3億円 4.1億円	2.7億円 1.5億円	9.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。						2023-厚労-22-0607
(17)	障害者等の職業相談経費(平成18年度)	32.7億円 30.3億円	32.4億円 29.0億円	31.3億円	6.7,8,9	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。						2023-厚労-22-0617
(18)	発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化(平成18年度)	6.0億円 4.8億円	5.8億円 4.7億円	1.2億円	6	・発達障害者に対する専門的支援については、ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。 ・発達障害の大学生の著しい増加及びこのような学生への就職率の低さを踏まえ、発達障害等のために専門的な支援がない就職活動を行うことが困難な学生や、発達障害等の雇用経験のない企業に対し支援を行う雇用トータルサポーター(大学等支援分)を配置し、本人の障害特性や作業能力を把握した上で、大学等と連携しながら就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。※令和3年度から開始。						2023-厚労-22-0617
(19)	障害者雇用促進関係経費(平成19年度)	29.4億円 26.5億円	28.4億円 25.6億円	27.8億円	6.7	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「障害者向けチーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。						2023-厚労-22-0617
(20)	特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)(平成20年度)	1.1億円 1.5億円	0.4億円 0.4億円	—	6.7	ハローワーク等の紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成する場合に、助成金を120万円支給する。中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した場合に助成金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。						2023-厚労-22-0602
(21)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化(平成25年度)	2.2億円 2.0億円	2.2億円 2億円	2.3億円	6	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施し、難病患者の雇用促進を図る。						2023-厚労-22-0617

(22)	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 (平成25年度)	2.9億円	2.9億円	2.8億円	6.7	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者の雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	2023-厚労-22-0617
		2.7億円	2.5億円				
(23)	障害者雇用安定助成金 (平成25年度)	7.6億円	3.0億円	1.8億円	6	障害者等の職場適応・職場定着を図るため、計画に基づき、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫の措置、特に職場定着に困難を抱える障害者に対する支援等を行う事業主等に対して助成金を支給する。	2023-厚労-22-0624
		14.6億円	6.3億円				
(24)	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) (平成25年度)	5.7億円	5.5億円	6.3億円	6	発達障害者及び難病患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難病患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	2023-厚労-22-0625
		5.7億円	5.5億円				
(25)	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業 (平成26年度)	0.6億円	0.6億円	0.6億円	6.7	障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に対して、個々の企業の実情に応じた対応支援を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進を図る施策目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0627
		0.5億円	0.6億円				
(26)	精神・発達障害者しごとサポーターの養成(平成29年度)	0.3億円	0.2億円	0.1億円	-	広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	2023-厚労-22-0627
		0.1億円	0.1億円				
(27)	人材開発支援助成金(障害者職業能力開発助成コース) (平成30年度)	4.8億円	4.2億円	4.2億円	6.7	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備(教室、福祉施設など)の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費(訓練指導員の手当、訓練の教材費など)を助成することで障害者の雇用の安定・促進を図る。	2023-厚労-22-0590
		5.7億円	5.5億円				
(28)	公務部門における障害者雇用に関する基本方針に係る支援 (令和元年度)	3.2億円	2.6億円	2億円	-	各府省に就職した障害者の職場適応を推進するため、ハローワーク等に配置した職場適応支援者が職場を訪問し、障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図るための支援、各府省の人事担当者や同僚等に対する職務や職場環境の改善の助言等を実施する。	2023-厚労-22-0631
		2.6億円	2億円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
10	-	-	329,000人	令和5年度	390,000人	356,000人	360,000人	346,000人	329,000人	新卒者の就職支援については、これを専門に担う「新卒応援ハローワーク」の利用を進めていくことが重要であるため、「新卒応援ハローワーク」における利用者数を指標として選定した。	令和5年度の目標は、過去3か年の新卒応援ハローワーク利用者数の平均値により設定した。
○11	-	-	158,000人	令和5年度	182,000人	178,000人	172,000人	157,000人	158,000人	事業の目的が、就職支援ナビゲーターによる未内定者等に対する就職支援を実施し、新規学校卒業生等の就職を促進するものであることから、令和4年度においては、引き続き就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数を目標とした。	支援対象者となる令和5年度卒業予定の学生・生徒数、令和4年度未内定卒業生数等を踏まえ、各都道府県労働局ごとに設定した目標を積み上げた全国値を目標水準として設定した。
12	-	-	176,000人	令和5年度	-	130,000人	130,000人	179,000人	176,000人	フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)の就職支援については、これを専門に担うわかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口の利用を進めていくことが重要であるため、「わかものハローワーク」等の新規登録者数を指標として選定した。	令和5年度の目標は、過去3か年のわかものハローワーク等の新規登録者数の平均値により設定した。
○13	-	-	65%	令和5年度	-	66%	64%	64%	65%	事業の目的が広くフリーター等の正社員就職を希望する若者を対象に、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するものであることから、令和5年度においては、引き続きわかものハローワークにおける担当者制による就職支援を受けた者の就職率を目標とすることとした	わかものハローワーク、支援コーナー、支援窓口を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合を、過去3か年の平均値により目標を設定した。
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号
(29)	新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	101.0億円	90.5億円	86億円	10,11	新卒者及び既卒者(卒業後概ね3年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。また、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する。あわせて、企業の人材確保の支援を図るため、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定企業の普及・促進を図ること等により、若者の雇用を促進する。					2023-厚労-22-0614
(30)	若年者地域連携事業 (平成16年度)	12.3億円	10.6億円	10.6億円	-	都道府県が運営するジョブカフェ等において、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、職場見学会、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職場定着支援等のメニューのうち、地域の実情に応じた必要なものを、都道府県と都道府県労働局等が調整の上、都道府県労働局から民間団体に委託して実施する。なお、都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設しているジョブカフェにおいては、職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供する。					2023-厚労-22-0615
(31)	フリーター支援事業 (平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」) (平成17年度)	29.6億円	25.1億円	24.5億円	12,13	全国22か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーター等に対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施するとともに、アルバイト等しながら仕事探しを行うフリーター、ハローワークへの来所にはまだためらいがある若者などの就職等に関する悩みや相談について、キャリアコンサルタント等による相談を実施する。					2023-厚労-22-0619

(32)	トライアル雇用助成金事業(一般トライアルコース) (平成25年度)	13.1億円	4.0億円	4.5億円	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	2023-厚労-22-0620
		3.6億円	2.8億円				

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度
14	ハローワークの専門窓口における正社員就職率(アウトカム)	-	60.40%	令和5年度	-	60.0%	40.0%	54.8%	60.4%	本事業は、就職氷河期世代の不安定就労者の就職支援を行い、安定した雇用を実現することを目標としていることから、正社員就職率を目標として設定した。	令和4年度のハローワーク就職氷河期世代専門窓口の正社員就職率の実績を踏まえ、一定の水準として設定した。
15	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職割合(アウトカム)	-	-	令和5年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、就職氷河期世代が、正規雇用労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(正規雇用労働者としての雇い入れ)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。
達成手段4(開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(33)	ハローワークの専門窓口における支援事業(令和2年度)	17.0億円	17.9億円	19.0億円	-	就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を行っている。本事業を実施することにより、就職氷河期世代の雇用の安定・促進に寄与する。				2023-厚労-22-0567	
(34)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	14.3億円	21.2億円	11.7億円	-	いわゆる就職氷河期世代の者を、公共職業安定所等の紹介により、正規雇用労働者として雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)により、就職氷河期世代の者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇いが促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。				2023-厚労-22-0601	

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度
16	外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(アウトプット)	-	300,000件	令和5年度	185,000件	185,000件	270,000件	300,000件	300,000件	外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスセンター等においてきめ細かな就職支援を実施することは、外国人求職者の円滑な就職活動を可能とし、安定的な就労に資するものであるから、測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
17	外国人就労・定着支援事業受講者数(アウトプット)	-	5,700人	令和5年度	9,000人	9,500人	6,000人	5,500人	5,700人	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修を実施することは、外国人労働者の安定的な就労や及び職場定着に資するものであるから、測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
○18	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数(アウトカム)	-	14,400件	令和5年度	14,595人	15,300人	14,900人	14,400件	14,400件	外国人労働者が増加する中で、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業相談・紹介等を実施する必要がある。 ハローワークにおいては、外国人雇用サービスセンターを設置するとともに、外国人求職者の多いハローワークに専門相談員や通訳員を配置し、日本での就労を希望する留学生、専門的・技術的分野の外国人や日系人等の定住外国人に対し職業相談・紹介等を行っており、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。 令和5年度の目標設定については、過去の実績を踏まえて設定している。	左記の通り。
○19	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職率(アウトカム)	-	16.5%	令和5年度	21.0%	21.0%	18.0%	16.5%	16.5%	外国人労働者が増加する状況にあつては、就職件数も増加する方向に働くが、外国人労働者とその雇用を希望する企業のマッチング状況を把握するため、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の就職率(※)を測定指標として選定した。 令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。 (※)就職率=就職件数/新規求職者数	左記の通り。

20	外国人就労・定着支援事業受講者へのアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	90%	令和5年度	-	-	-	90.0%	90.0%	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業の実施において、当該事業に係る研修の質を担保することは、外国人労働者の安定的な就労や及び職場定着につながることから、受講者アンケートにおける満足度(※)を測定指標として選定した。令和5年度目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。(※)満足度＝アンケートで「満足」「やや満足」と回答した受講者数/アンケートに回答した受講者数	左記の通り。
達成手段5		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(35)	難民就職促進費 (昭和55年度)	0.4億円 0.3億円	0.4億円 0.4億円	1.0億円	-	「条約難民」及び「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。本事業を実施することにより、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。						2023-厚労-22-0600
(36)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	14.3億円 11.9億円	12.6億円 10.5億円	13.9億	-	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人雇用管理指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行うとともに、事業主による雇用管理改善の取組に対して人材確保支援等助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)を支給することで、外国人労働者の職場定着の促進を図る。 ※令和5年度以降、人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)が統合 ②国内・国外にわたる労働移動に関する実態や諸外国における制度的対応について調査分析を行うとともに、こうした状況を取り巻く我が国における外国人労働者の雇用・労働等に関する統計調査の在り方を調査分析する。						2023-厚労-22-0593
(37)	外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	23.6億円 21.7億円	23.7億円 22億円	23.4億円	14.15, 16.17	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ① 日本での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的かつきめ細やかな職業相談・紹介等を行うとともに、外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪及び福岡に外国人雇用サービスセンターを設置し、求職者、求人者双方に対するサービスを実施。 ② 外国人求職者の多いハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳員及び専門相談員を配置し、職業相談や求人開拓などを実施。 ③ 日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日前の日系人に対する情報提供等の実施。 ④ 日本での安定的な就労と職場定着を促進するために、民間企業に委託し、身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業を実施。 ⑤ 多言語コンタクトセンターを設置し、電話通話による外国語での職業相談等に対応できる体制を確保。令和3年度より、一部のハローワーク等で映像通訳を試行的に実施することで多言語相談機能の強化を図っている。 ⑥ 外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーにおいて、留学生等に対して、きめ細やかな相談支援を実施するほか、積極的な求人開拓や就職ガイダンスの実施、留学生等の意識啓発や事業主への相談支援等に取り組み、更なるマッチングの強化を図る。						2023-厚労-22-0616
(38)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)	0.8億円 0.8億円	0.8億円 0.8億円	0.7億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものであり、本事業を実施することにより、適正な受入れを通じた外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①候補者に対する就労ガイダンスの実施 ②受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施 ③巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導 ④外国人看護師等からの相談・苦情等への対応 ⑤受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報 ⑥受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出 ⑦受入れ施設及び候補者情報の管理及び必要に応じて厚生労働省への提供 ⑧相手国の送り出し調整機関との協議 ⑨その他の必要な事業						2023-厚労-22-0599
(39)	地域外国人材受入れ・定着モデル事業 (令和2年度)	5.5億円 2.9億円	4.3億円 3.7億円	0	-	地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、国内外の外国人材が適正な送出しルートを通じて円滑に地方に就職し、地域に定着できるモデル事業を実施し、その成果を他の地方公共団体における取組の参考に供することを目的としている。 具体的には以下のような取組を実施する。 ① 地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体と都道府県労働局が雇用対策協定を締結し、外国人材に対する支援を実施。 ② 都道府県労働局及びハローワークは、当該地方公共団体に所在し、外国人材の適正な受入れを促す必要のある中小企業を対象に、受入れのルール等に関するセミナーを実施するとともに、国内外で外国人材等の募集・職業紹介を実施。 ③ 受け入れた外国人材に対して地域定着を促進するための取組を実施。 ④ 実施して得られた好事例等を報告書にまとめ、他の地方公共団体等へ提供。						2023-厚労-22-0634

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○21	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給対象者の事業主都合離職割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和5年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。(参考)平成27年度 支給対象者1.0%<一般2.6%、平成28年度 支給対象者0.9%<一般2.3%、平成29年度 支給対象者0.9%<一般2.0%	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(「継続して雇用する労働者としての雇い入れ」)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。
22	生活保護受給者等就労自立促進事業による相談件数(アウトプット)	-	-	543,000	令和5年度	599,830	572,242	577,500	537,000	543,000	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による相談件数を測定指標として選定した。	令和5年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。
○23	生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者の就職率(アウトカム)	-	-	64.6%	令和5年度	67.0%	66.4%	63.7%	63.5%	64.6%	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。	令和5年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。
達成手段6		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(40)	職業転換給付金制度(昭和41年度)	2.9億円	0.8億円	0.7億円	-	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。 【求職者に支給するもの】 就職促進手当、訓練手当、求職活動支援費、移転費、就業支度金 【事業主に支給するもの】 職場適応訓練費、特定求職者雇用開発助成金					2023-厚労-22-0608	
(41)	アイヌ地区住民就職促進費(昭和50年度)	0.05億円	0.05億円	0.05億円	-	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。 本事業を実施することにより、アイヌ地区住民の雇用の安定・促進に寄与する。					2023-厚労-22-611	
(42)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(昭和56年度)(再掲)	453.3億円	360.3億円	399.9億円	17	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					2023-厚労-22-0601	
(43)	中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業(昭和61年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	-	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。 本事業を実施することにより、中国帰国者等の雇用の安定・促進に寄与する。					2023-厚労-22-609	
(44)	公正採用選考等推進費(平成10年度)	1.5億円	1.5億円	1.5億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員や企業トップクラスに対する研修の開催等により、周知・啓発を行う。 本事業を実施することにより、応募者の雇用の安定・促進に寄与する。					2023-厚労-22-612	
(45)	ホームレス等に対する就労支援事業(平成12年度)	3.4億円	3.4億円	3.3億円	-	ホームレスや日雇労働者の就労・職場定着を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等へ出張しての職業相談・職業紹介や、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等(清掃等)の就業支援及び職場体験講習等の実施を行う。 本事業を実施することにより、ホームレス等の雇用の安定・促進に寄与する。					2023-厚労-22-618	
(46)	日雇労働者等技能講習事業(平成13年度)	2.5億円	2.4億円	2.4億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 本事業を実施することにより、日雇労働者等の雇用の安定・促進に寄与する。					2023-厚労-22-613	
(47)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)(再掲)	136.9億円	128.6億円	145.6億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。					2023-厚労-22-0606	
(48)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)(再掲)	6.3億円	2.7億円	9.9億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。					2023-厚労-22-0607	

(49)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	7.3億円	7.1億円	7.1億円	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあっては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、公共職業安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による求人開拓や、職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。本事業を実施することにより刑務所出所者等の雇用の安定・促進に寄与する。	2023-厚労-22-610
		6.7億円	6.3億円				
(50)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)(再掲)	95.4億円	91.1億円	58.6億円	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		97.7億円	90.8億円				
(51)	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース) (平成23年度)	0.7億円	0.5億円	0.2億円	-	東日本大震災に係る被災離職者等を、公共職業安定所等の紹介により1年以上、継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを行う。特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		0.4億円	0.4億円				
(52)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】	83.0億円	73.7億円	71.2億円	21、22	生活保護受給者・生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。本事業を実施することにより、生活保護受給者等の雇用の安定・促進に寄与する。	2023-厚労-22-0626
		77.9億円	68.3億円				
(53)	トライアル雇用助成金事業(一般トライアルコース) (平成25年度)(再掲)	13.1億円	4.0億円	4.5億円	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試行雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。平成31年4月からトライアル雇用の対象者に生活困窮者が追加されている。	2023-厚労-22-0620
		3.6億円	2.8億円				
(54)	教育訓練受講者支援資金融資事業 (平成27年度)	0.1億円	0.06億円	0.06億円	-	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者に対して、労働金庫からの貸付を行うことで、円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する(貸付受付を30年度末で終了。)	2023-厚労-22-0628
		0.07億円	0.02億円				
(55)	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	1.2億円	0.9億円	0.8億円	-	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)により、生活保護受給者等の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与する。	2023-厚労-22-0630
		0.4億円	0.3億円				
(56)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	14.3億円	21.2億円	11.7億円	-	いわゆる就職氷河期世代に就職の機会を逃したなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)を支給することにより、就職氷河期世代の求職者の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	2023-厚労-22-0601
		9.9億円	17.5億円				
(57)	トライアル雇用助成金事業(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース) (令和2年度)	79.7億円	29.3億円	1.1億円	-	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	2023-厚労-22-0620
		0.1億円	1.3億円				

達成目標7について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○24	労働者協同組合における65歳以上の組合員が占める割合(アウトカム)	-	-	13.5%	令和5年度	-	-	-	13.6%	13.5%	労働者協同組合法は、高齢者を始めとする多様な就労機会の創出を促進することを目的としていることから、65歳以上の高齢者の組合員(組合の事業に従事)が占める割合を指標として設定した。	「労働力調査」による「15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者の割合」の直近(2020年)数値が「13.6%」であり、これを参考とした。
達成手段7 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(58)	労働者協同組合法の円滑な施行のための経費(令和4年度)	-	0.7億円	0.4億円	23	労働者協同組合法の成立に伴い、労働者協同組合等が設立され多様な事業を実施することを適切にサポートすることにより、高齢者を始めとする多様な就労の機会の創出等に寄与する。					2023-厚労-22-0636	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和4年度
		753,487,634			237,989,256			201,634,496				
施策の執行額(千円)		467,779,458			205,187,222							

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
<p>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明</p>	<p>令和5年3月8日</p>	<p>大学等と連携し、新卒者に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、いわゆる就職氷河期世代の方々の就労や社会参加を支援します。</p> <p>年齢にかかわらず働くことができる社会の実現に向けて、七十歳までの就業機会の確保を推進するとともに、外国人労働者に対する就職支援の強化、働きやすい環境整備等に取り組みます。</p> <p>また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。</p>